

国立大学法人東京農工大学リーディングプログラムの運営に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学リーディングプログラムの運営に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>第1条～第4条 省 略</p> <p>(リーディングプログラムタスクフォース)</p> <p>第5条 本プログラムの運営は、大学戦略本部の下に設置されるリーディングプログラムタスクフォース(以下「TF」という。)において実施する。</p> <p>2 TF は次の各号に掲げる<u>事業</u>を統括する。</p> <p>(1) 本プログラムにおけるリーダー育成に向けた企画及び立案に関すること。</p> <p>(2) 本プログラムにおける教育プログラムの策定及び実施に関すること。</p> <p>(3) 本プログラム推進に向けた教職員のスキルアップ支援に関すること。</p> <p>(4) 国際化及び国内外における外部組織との連携に関すること。</p> <p>(5) 学内関係部局との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 第9条に規定するステアリングコミッティーとの連絡調整に関すること。</p> <p><u>(7) 教育研究評議会から委任された事項に関すること。</u></p> <p><u>(8) その他プログラム責任者が必要と認めた事項に関すること。</u></p> <p>第6条～第12条 省 略</p> <p>附 則 省 略</p>	<p>第1条～第4条 省 略 (現行どおり)</p> <p>(リーディングプログラムタスクフォース)</p> <p>第5条 本プログラムの運営は、大学戦略本部の下に設置されるリーディングプログラムタスクフォース(以下「TF」という。)において実施する。</p> <p>2 TF は次の各号に掲げる<u>業務</u>を統括する。</p> <p>(1) 本プログラムにおけるリーダー育成に向けた企画及び立案に関すること。</p> <p>(2) 本プログラムにおける教育プログラムの策定及び実施に関すること。</p> <p>(3) 本プログラム推進に向けた教職員のスキルアップ支援に関すること。</p> <p>(4) 国際化及び国内外における外部組織との連携に関すること。</p> <p>(5) 学内関係部局との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 第9条に規定するステアリングコミッティーとの連絡調整に関すること。</p> <p><u>(7) 本プログラムに従事する特任教員の人事に関すること。</u></p> <p><u>(8) 本プログラムにおける事業計画の策定及び執行に関すること。</u></p> <p><u>(9) その他プログラム責任者が必要と認めた事項に関すること。</u></p> <p>第6条～第12条 省 略 (現行どおり)</p> <p>附 則 省 略 (現行どおり)</p> <p><u>附 則 (教規程第58号)</u></p> <p><u>この規程は、平成26年2月24日から施行する。</u></p>	